

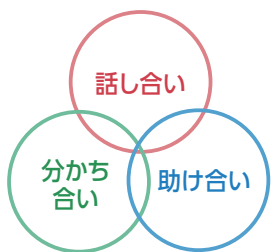
# 仲間と共に考え、働く「協同労働」

「協同労働」という働き方をご存じですか。市では今、350人以上の人が、「協同労働の仕組みを活用して働く」という選択をして、仲間と共に地域が抱える課題の解決を目指しています。  
雇用推進課(☎504-2244、☎504-2259)

## 協同労働とは

メンバー全員が自らできる範囲で出資し、対等な立場でアイデアを出し合って、人と地域に役立つ仕事に取り組む働き方です。

「話し合い・分かち合い・助け合い」の信条のもと、仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人一人が主人公となって取り組んでいきます。



市は「協同労働」の仕組みを活用して、主体的に地域を支える活動に取り組む団体を支援しています。

## 三つのサポート

- 専門のコーディネーターが事業の立ち上げをサポート
- 立ち上げ費用補助金として経費をサポート(下記参照) **50%**
- 立ち上げ後も専門のコーディネーターが事業運営をサポート

## 事業の立ち上げに必要な経費を補助

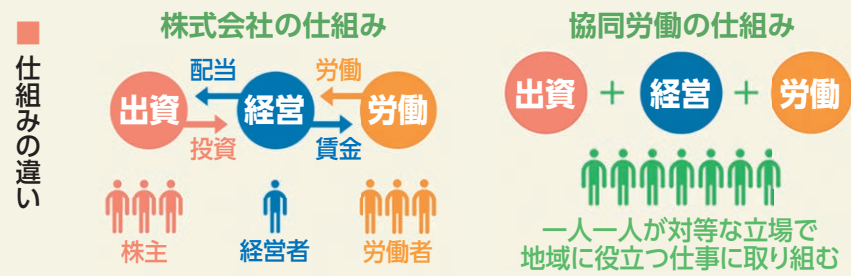
【内容】補助率 2 分の 1 (上限100万円)  
【要件】市内に拠点を置き、3人以上で構成する団体が、地域課題の解決につながり、収益が見込まれる事業を

行うこと など  
☑「協同労働」プラットフォーム(らぼーろひろしま)(☎554-4400、☎554-4401)



詳しくはホームページで

市HP ページ番号 5446



## 地域を支える活動事例

市の支援を受けて地域課題に取り組んでいる団体は、現在、31団体。さまざまな分野で活躍しています。

- 庭木の剪定や買い物代行などの困り事支援
- 高齢者・障害者のためのサロン運営
- 耕作放棄地を活用した農作物の生産・販売
- 子どもの学習支援 など

## レポート

### フリーマーケットが交流の場に

甲藤義弘さん(右写真左)らスタッフが協同労働を活用して約3年前に立ち上げた「ひろしま・うじなみなとフリマプロジェクト」。出店費用をもとに、月2回フリマを開設し、会場設営、受け付けなどの運営を行っています。会場では洋服、日用雑貨、ハンドメイド作品、野菜、キッチンカーなどさまざまな店が出て、多くのにぎわいを呼んでいます。

「最初はお客さんも少なく大変



困ったことがあれば、コーディネーターに相談しています

でしたが、チラシを作り、ポスティングして回るなどPRに努めました。今では多くのお客さんが来てくれるようになり、出店者もキャンセル待ちが出るほどです」と事務局の中村香理さん(同中央)。「地域の高齢者で、開催の度に足を運んでくれる人もいて、出店者、お客さんのみんながフリマを通じて交流を楽しむ場になっています。リサイクルの推進はもちろん、地域のにぎわい作りや活性化の一助となるよう活動しています」と話します。

# 18歳から成年。消費者トラブルに注意

昨年4月から成年年齢が18歳に変わりました。法律上、大人として扱われるため、注意が必要です。  
消費生活センター(☎225-3300、☎221-6282)

疑問に思ったり困ったりしたときは、自分一人で抱え込まず、早めに消費生活センターへご相談ください



消費生活センター 小早川優主事

## 消費生活についてのご相談

- 来所 同センター(中区基町6-27 アクア広島センター街8階)  
☎10:00~19:00 (休)火、年末年始
- 電話 ☎225-3300
- メール 市ホームページ(右二次元コード)から



## 18歳、19歳は未成年ではありません

成年となる18歳からは、親権者の同意なしに契約できます。法律で保護される未成年でなくなった分、自己責任で契約の内容やリスクを理解することが必要です。

インターネットで見かける広告や情報には、誇大広告や虚偽の内容が含まれている場合があります。次のような若者が巻き込まれやすい消費者トラブルには特に注意しましょう。

- ・美容や健康に関する商品やサービス
- ・簡単に稼げるという副業や投資 など

## トラブルに遭わないための三つのポイント

- 1 契約する前に冷静に内容を確認し、必要な契約をよく考える!
- 2 うまい話はうのみにせず疑ってみる。金銭的な負担が大きい場合はきっぱり断る!
- 3 借金やクレジット契約は負債となることを理解し、返済能力に合った契約をする!

## 事例 実際に若者が被害に遭ったケースです。ご注意ください!

### ■ 通い放題のエステ、契約内容に注意



### ■ 注意点

- 通い放題コースの場合、「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多い
- 施術に対する料金について説明を受け、よく理解することが大切

### ■ 「必ずもうかる」話には要注意



- 友達や知人から、外貨や暗号資産(仮想通貨)などのもうけ話や「誰かを勧誘すると…」などと誘われたら要注意。SNSで知り合った人から誘われることも
- お金をもうけるために借金やクレジット契約を行うのは本末転倒

### ■ クレジットカードの使い方に注意



- 「分割払い」「リボルビング払い(リボ払い)」は、手数料が発生するので、特に注意が必要
- クレジットカードは本人の信用に基づいて発行されるため、延滞すると、将来、住宅や車のローンが組めなくなることも